



大分市指令第 5330 号

# 許 可 証

住所 大分市大字下郡 3 2 6 0 番地の 1 0

氏名 株式会社 環境整備産業  
代表取締役 尾形 嘉博

平成 30 年 2 月 27 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

平成 30 年 3 月 26 日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許可期間 平成 30 年 4 月 1 日 から  
平成 32 年 3 月 31 日 まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬 運搬（由布市収集分）
- 一般廃棄物の種類 事業系ごみ  
紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ  
その他事業系一般廃棄物  
積替え・保管の有無 有
- 運搬車両の種類及び台数 パッカー車 3 5 台 キャブオーバ 2 台 ダンプ 4 台  
コンテナ車 1 2 台 冷蔵冷凍車 2 台 バン 6 台
- 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の  
減量及び適正処理等に関する条例等関係法令を遵守すること。  
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外  
は使用しないこと。